沖縄県	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	三級地
	宮古島市平良字西里七の二一	宮古島海上保安部	
	国頭郡国頭村字安波二〇九	沖縄森林管理署安波森林事務所	
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）

備考1　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区税関石垣税関支署石垣空港出張所に係るものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

2　（略）

二　冬期に限り特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	（略）	一級地
	足寄郡陸別町陸別基線三一八	十勝東部森林管理署宇遠別森林事務所	
	足寄郡陸別町陸別基線三一八	十勝東部森林管理署鹿山森林事務所	
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）

備考　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（米代東部森林管理署上小阿仁支署及び米代東部森林管理署上小阿仁支署小沢田森林事務所に係るものにあつては同年九月四日、十勝西部森林管理署東大雪支署ニペソツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係るものにあつては平成三十年四月一日、えりも自然保護官事務所に係るものにあつては同月二十四日、十勝東部森林管理署宇遠別森林事務所及び十勝東部森林管理署鹿山森林事務所に係るものにあつては同年九月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

沖縄県	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	三級地
	宮古島市平良字西里七の二一	宮古島海上保安部	
	（新設）	（新設）	
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）

備考1　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区税関石垣税関支署石垣空港出張所に係るものにあつては、平成三十年七月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

2　（略）

二　冬期に限り特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	（略）	一級地
	足寄郡陸別町陸別基線三三三の一	十勝東部森林管理署宇遠別森林事務所	
	足寄郡陸別町陸別基線三三三の一	十勝東部森林管理署鹿山森林事務所	
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）

備考　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（米代東部森林管理署上小阿仁支署及び米代東部森林管理署上小阿仁支署小沢田森林事務所に係るものにあつては同年九月四日、十勝西部森林管理署東大雪支署ニペソツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係るものにあつては平成三十年四月一日、えりも自然保護官事務所に係るものにあつては同月二十四日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

附　則

この規則は、平成三十年九月一日から施行する。ただし、別表の一の表沖縄県の項及び同表備考第一項の改正規定は、同年十月一日から施行する。